

第8回蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会 議事概要

日時	令和2年3月25日(水) 8:35~11:48
場所	仙台市役所表小路仮庁舎1階復興業務作業室
出席者	選定委員: 6名 事務局: 経済局産業政策部企業立地課
内容	1. 開会 2. 議事 (1) 審議事項 ①蒲生北部地区市有地利活用に係る事業者からの提案について ②第6回事業者募集について 3. 事務連絡 4. 閉会

要旨

1. 委員会の開催について
委員7名中6名の出席により、委員会開催の定足数を満たすことを確認した。
2. 応募事業者との接触状況の確認について
事務局より、応募事業者と推定される事業者との事前の接触状況について確認を行い、全委員から接触していないとの回答を得た。
3. 委員会の公開・非公開等について
事務局より、第1回選定委員会にて決定した事項として、審議事項に関する情報が、仙台市情報公開条例第7条第3項のイの規定に該当すると判断されることから、本委員会を「非公開」とし、議事録は「議事概要」の形で委員名は記載せずに公表することを説明した。
4. 議事録署名委員の選任について
委員1名を議事録署名委員として選任した。
5. 守秘義務について
事務局より、選定委員会での審査内容等について、守秘義務が生じることを説明した。
6. 審査手順について
事務局より、事業提案の審査手順について説明した。
具体的には、各事業提案について、事務局が概要の説明を行い、出席委員が各自の知見に基づき意見交換を行った後に募集要項に定める評価基準に基づいて審査及び採点を行うことを説明した。
7. 事業提案に関する意見交換
審査手順に従って、S-8・S-10・S-12・S-19画地に応募のあった6件の事業提案について意見交換を行い、その概要は次のとおり。
(1) 受付番号2 (S-8)
 - 次の質問があり、事務局から回答を行った。
 - ・風力発電の具体性(設置場所、規模、発電量等)。
 - ・現在の民間借地の賃借料。
 - 次のコメントがあった。
 - ・給油設備について、周囲への臭い対策に配慮すべきであるが、植樹を行う予定であり、対策として評価。
 - ・借入金の総額の増加について、運送収入の増加が要因であり問題ない。
 - ・最近の自然災害を踏まえ、画地内の植樹について、台風等による倒木に注意すべき。
 - ・風力発電を行う際、騒音や低周波の問題に気を付けるべき。

- 次の意見があった。
 - ・建物配置や業務内容に関して、画地南側に所在する関係者の環境へ配慮すること。

(2) 受付番号1 (S-10)

- 次の質問があり、事務局から回答を行った。
 - ・事業所の建屋高さや津波浸水深予測の関係。
 - ・駐車スペースに駐車する車両について、荷積みの状況。
- 次のコメントがあった。
 - ・給油設備について、周囲への臭い対策に配慮すべき。

(3) 受付番号4 (S-10)

- 次の質問があり、事務局から回答を行った。
 - ・仙台港の利活用の現状と今後の見込み。

(4) 受付番号6 (S-10)

- 次の質問があり、事務局から回答を行った。
 - ・ドレージ業務の具体的な内容。

(5) 受付番号5 (S-12)

- 次の質問があり、事務局から回答を行った。
 - ・仙台港の利活用方法、海上コンテナへの荷積み方法。
- 次のコメントがあった。
 - ・土地の緑化率が高いと想定され、環境的に高評価。
 - ・樹木の種類が具体的で、臭い対策に繋がる品種もあり良い。
 - ・最近の自然災害を踏まえ、画地内の植樹について、台風等による倒木に注意すべき。

(6) 受付番号3 (S-19)

- 次の質問があり、事務局から回答を行った。
 - ・カフェの営業時間や人体体制。
 - ・埋蔵文化財包蔵地に係る担当課との協議状況。
- 次のコメントがあった。
 - ・カフェの来客用のごみ箱を設けるなど周囲へごみが捨てられないよう対応すべき。

8. 事業提案の評価について

各委員が事業提案について募集要項に定める評価基準に基づき審査及び採点を行った。

9. 評価の集計結果の確認及び事業候補者の選定について

事務局より、各委員の事業提案評価点及び価格評価点を加えた総合評価点の集計結果を報告し、委員会として集計結果を再度確認した。
この結果、事業候補者を次のとおり選定した。

受付番号2	事業候補者として選定
受付番号1	次点候補者（交渉順位2位）として選定
受付番号4	事業候補者として選定
受付番号6	次点候補者（交渉順位3位）として選定
受付番号5	事業候補者として選定
受付番号3	事業候補者として選定

また、これを審査結果として、総合評価点とともに、蒲生北部地区市有地利活用事業者選定委員会設置要綱第7条の規定に基づき、委員長から仙台市長へ報告することを決定した。

10. 第6回事業者募集について

第6回事業者募集については、募集スケジュール等の軽易なものに留まることから、募集前に募集要項等を各委員へメールで送付して内容を確認することで決定した。